

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

初 版 令和 2 年 3 月 31 日
第 2 版 令和 2 年 6 月 3 日

公益財団法人 長崎県健康事業団

改定履歴

版	改定頁	変更内容	作成	承認
1		新規作成	2020/03/31	2020/03/31
2	すべて	<p>健康診断実施の全国 8 団体*から示された『健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策』(改正令和 2 年 5 月 14 日)を参考に、当健康事業団のマニュアルも刷新した。</p> <p>※全国 8 団体には当健康事業団の上部団体である(公財)結核予防会・(公財)日本対がん協会・(公財)予防医学事業中央会を含む。</p>	2020/05/27	2020/06/03

公益財団法人長崎県健康事業団が提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策を行い、受診環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関としての対応

(1) 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

(2) 施設健診における受診環境の確保

- ① 受診者、職員相互の安全確保のため、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。（マスクは、受診者ご自身でご用意ください。）
- ② 健診受付にて、掲示により受診者の健康状態について注意喚起を行います。
- ③ 発熱があるなど健診受診者として不適当と判断した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とします。
- ④ 「密集・密接」を避けるため、受診者間の距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ⑤ 受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ⑥ 室内の換気は、1時間に2回程度定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
- ⑦ 受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を委託元と協議し調整します。
- ⑧ 職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ⑨ トイレ、ドアノブ、階段手すり、エレベータ予備ボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は弱酸性次亜塩素酸水により清拭し環境衛生に努めます。

(3) 職員が感染源とならないための配慮

- ① 職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには所属長に電話連絡し、自宅待機とします。健診出発前に職員の体温測定結果を記録し、所属長は衛生管理者に提出します。
- ② 発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは自宅待機とします。（インフルエンザ等発熱の原因が診断された場合は、規定に従います。）また、所属長は引き続き当該職員の健康状態に留意します。

- ③ すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。また食事中などマスクを外している時は会話を慎みます。
- ④ 健診フロアだけではなく事務室等の共有スペースにおいても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起らないように努めます。
- ⑤ 職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

(4) 緊急時の対応

胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う場合は、すみやかに読影依頼を行います。読影医の判断によって至急紹介とし、直ちに委託元へ連絡し受診勧奨を行います。

なお、新型コロナウイルスによる肺炎を否定できない場合は、受診する医療機関について最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう委託元に伝えます。

受診者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

(5) 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・ 診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・ 聴診器等受診者の肌に直接接触した機器は、受診者毎にアルコール消毒液又は弱酸性次亜塩素酸水で清拭します。
- ・ 保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。また、説明資料等を工夫し、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液又は弱酸性次亜塩素酸水で清拭します。

③ X線撮影

受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液又は弱酸性次亜塩素酸水で清拭します。

④ その他の生体検査機器

受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液又は弱酸性次亜塩素酸水で清拭します。

(6) 巡回型健診

- ① 巡回型健診においても施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ② 組織や地区ごとに受診時間を分散する等の工夫を委託元に依頼します。また受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう委託元へ協力を要請します。
- ③ 健診車両においては、一度に乗車する人数を適正な数にし、常時換気扇を回し十分な換気を行います。

II 受診者にお願いする事項

(1) 事前に受診者へ通知する事項

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は、受診をお断りしています。体調が回復してから受診してください。

- いわゆる風邪症状が持続している方
- 発熱（体温が37.5℃以上を目安）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 2週間以内に発熱（体温が37.5℃以上を目安）のあった方
- 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と接触歴がある方）
- 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者と接触歴がある方
- 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内の方

- ・ 上記発熱等の症状が続く場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、主治医にご相談の上受診してください。

(2) 受診に際して、受診者にお願いする事項

- ① 健診中はマスクを着用していただきます。（マスクは受診者ご自身でご用意ください）
- ② 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、受診者には健診施設への入館（室）時と退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、こまめに石けんによる手洗いををお願いします。
- ③ 健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ④ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ⑤ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。